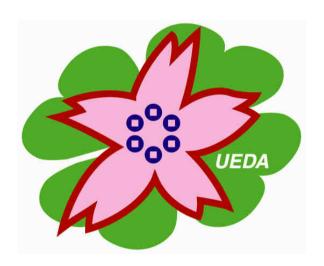
平成21年度予算編成方針

日本のまん中 人がまん中 生活快適都市 ~ 水跳ね 緑かがやき 空 こころ 晴れわたるまち ~

第一次上田市総合計画の推進に向けて



上田市 財政部 財政課

平成21年度予算編成方針

1 平成21年度当初予算編成の基本的な考え方

1 新生「上田市」の揺籃期から成長・発展期へ

平成18年3月6日の新市発足から今日までの間、第一次上田市総合計画に基づく新生「上田市」の将来像が具体的に示されるとともに、合併協議事項の調整が進められるなど、新市としての一体性に基づく計画的な行財政運営の基盤が築かれてきた。

平成20年度までの3年間を、新生「上田市」の揺籃期とするならば、平成21年度は、 培われてきた新市の一体感のもとに合併のスケールメリットを最大限活かし、「第一次上 田市総合計画」に掲げる将来像の実現に向けて施策を展開していく年であり、いわば成長・発展期へと移行する年となる。

このため、これまでの事務事業を単純に継続していくのではなく、ブレイク・スルー思考に基づき、新たなまちづくりのステージを念頭に置いた取組への転換が求められる。

2 行財政改革の更なる推進

少子高齢化の進展は、労働力人口が減少することによる経済成長への影響や、社会保障制度への影響など、行財政基盤の根幹に関わる重大な問題である。

さらに、国・地方あわせた長期債務残高は平成20年度末に778兆円に達すると見込まれるなど、新たな社会構造に対応しながら財政健全化を進めることが求められており、社会保障制度改革のみならず、国と地方のあり方など、抜本的な制度改革が、国・地方共通の喫緊の課題となっている。

こうした中、上田市においても、交流文化施設に代表される大型のプロジェクトをはじめ、 今後計画から実行段階へ移される様々な施策を展開しつつ、市民の付託に応え、行政サ ービスの水準と健全財政を維持することが求められている。

平成21年度は、第一次上田市行財政改革大綱に基づ〈集中改革プランの最終年度にあたり、少子高齢化社会に対応した持続的に発展可能な行財政基盤の構築に向け、さらなる行財政改革の推進を図る必要がある。

3 地方財政を取り巻く状況

昨年末の道路特定財源を巡る国政の混乱と停滞は、年度を越えて漸く衆院再可決という形で収束し、地方への影響は最小限にとどめられたところであるが、道路特定財源の一

般財源化については、地方にとって最大の関心事である道路整備等に必要な財源の確保を含め、未だ具体的な道筋が明らかにされていない状況である。

こうした中、財政健全化と重要課題への対応の両立を基本として示された概算要求基準では、義務的経費は前年度と同額、公共事業関係費は3%の減額をベースに、政策のたな卸し等を通じて捻出した財源を重要課題推進枠に充てることとしている。

また、総務省が概算要求に合わせて公表した地方財政収支の8月仮試算では、サブプライム・ローン問題に端を発する市場不安や原油価格高騰などの景気後退要因を踏まえ、地方税を前年比2.3%減、地方交付税なども含めた一般財源総額についても、前年対比0.6%の減少としている。

一方、長野県が8月末に発表した今年度県税収入見込みでは、昨今の経済情勢から、 県税収の約三分の一を占める法人二税について、当初見込みに対し約157億円の大幅 な減収を見込み、個人県民税や県民税配当割などと合わせ、一般財源に176億円の不 足が生じるとしており、今後の動向によっては、歳出削減など平成21年度予算編成にも 大きな影響が予想されるところである。

4 平成21年度当初予算編成に当たっての視点

以上のことから、平成21年度当初予算においては以下の視点にたち編成を行うものと する。

【平成21年度当初予算編成に当たっての2つの視点】

(視点1) 総合計画に掲げる将来像の具現化に向けた施策展開の視点

・ ブレイク・スルー思考のもと、6つのまちづくり大綱に示された将来像の実現に向けた施策展開により、新生「上田市」の成長期への転換を図る。

認め合い 自ら動き 個性きわだつ(コミュニティ・自治) 知恵集め 技術磨き 未来ひら((産業・経済) 水跳ね 緑かがやき 文化はぐくむ(自然・文化) 生活快適 住んでてよかった(生活環境) 支え合い 健やかに 男女いきいき(健康・福祉) 学び 育ち 人かがやく(教育)

(視点2) 生活者起点に立った地域経営の視点

・「市民が主役のまちづくり」の原点に立ち返るとともに、コスト意識と地域経営の観点から、上田市行財政改革大綱及び集中改革プランに則り、全事務事業のたな卸し(事業再評価)を通じ、真に必要な施策の効率的で効果的な展開により、新生「上田市」の成長期への転換を図る。

2 平成21年度予算編成の基本方針

1 真に必要な事業の選択と重点化の徹底

(1) 平成21年度実施計画(平成21~23年度事業)への重点配分

平成21年度実施計画登載事業については、その実施に向け財源の優先的な配分を 行うものとする。

新市建設計画と市長マニフェストを織り込んだ基本構想、前期基本計画の実現に向けて、市民の行政に対する要望や国・県の施策動向等を的確に把握するとともに、投資効果の優れた事業へ財源の優先配分を行う。

(2) 重点分野への効率的な財源配分

限られた財源を有効に活用する中で、総合計画の基本理念に基づき、将来像の実現に向けた施策を推進するため、喫緊の課題として次に掲げる施策を「重点分野」とし、これを具体化する事業に重点的に財源配分を行うものとする。

【重点分野】

安全・安心のまちづくり 健康・元気なひとづくり 自然との共生(環境への配慮) 子育て支援 観光を中心とした産業振興

(3) 既存の事務・事業の見直しの徹底

従来からの慣習や経緯等にとらわれることなく、事務・事業の全般にわたって、経済性・効率性・優先性の視点から一層厳しい見直しを行うこととし、目的を達成した事業、 行政効果の薄い事業などは積極的に廃止、縮小を徹底し、経費の節減、合理化によって 生み出された財源を用いて、新たな施策の展開を図るものとする。

(4) 枠予算を活用した自己責任・自己決定による重点化

経常的な経費については、部局単位で枠配分を行うので、担当部署の予算範囲内では限界がある事業の見直し、取捨選択と予算配分の重点化について、部局内で横断的かつ柔軟な調整を十分に図ることにより、経費の節減と実情に即した効率的な予算編成に努めるものとする。

(5) 透明性確保と市民参画による予算編成(パブリックコメントの実施)

市民協働・参画型の行政経営に向け、予算編成過程への市民参画を図るとともに、施

策·事業の内容や意思決定の参考とするため、20年度に引き続き、実施計画事業を中心に、予算のパブリックコメント(意見募集)を行う。

寄せられた意見については、担当課でその内容が施策・事業に反映できるか否か十分検討し、その結果を市長査定の参考とするとともに、査定結果や検討の経過について内容をホームページ等で公表していく。

2 健全財政の維持と財政規律の確立

(1) 将来負担軽減の取組を進める

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づ〈19年度の健全化判断比率は、各指標とも早期健全化基準を下回り、一定の健全度が示されたところではあるが、県内他市との比較では高水準に位置しており、昨今の経済情勢や少子高齢化が進む社会情勢を踏まえると、一層の健全化に努め、持続的に発展可能な財政基盤を構築する必要がある。

このため、長期的な財政見通しに基づいた計画的な市政経営に努め、特に公債費負担等の増加による財政の硬直化に留意し、一般事務経費など経常的経費についてはなお一層の節減に努める。

起債事業は事業費の精査を行うとともに特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

有利な起債とされる合併特例債といえども、普通交付税措置分を除いた30%分は一般財源を投入し償還を行うとともに、償還期間が10年間と短いことを考慮し、安易な事業規模の拡大は厳に慎むものとする。

(2) 財源の確保に努める

国、県はじめ外郭団体などの補助制度を最大限活用するとともに、ふるさと寄附金の誘導、民間資金の導入の検討を行うなど可能な限り特定財源の確保に努める。

なお、国、県支出金の削減による市の肩代わり(市単独事業としての実施)は、原則として行わないこととする。国、県の制度改正等の情報収集に努め、予算編成後に財源不足が生じることのないよう留意すること。

負担金、使用料及び手数料等については、常に見直しに努め、行政サービスによる受益に見合った負担の適正化を図る。

また、過剰な収入見込みは、結果として一般財源を逼迫させることにつながることから、経年実績などを元に十分な精査を行うこと。

市税等の収納については目標数値達成の取組みを強化するとともに、遊休財産は集中改革プランの取り組み内容に沿ってこれを処分し、収入の確保を図る。

3 さらなる行財政改革の推進

(1) 集中改革プランの着実な実行

新たな行政経営の仕組みにより新市建設を推進するため、第一次上田市行財政改革 大綱で定めた5つの基本方針に沿って予算内容の見直しに努める。

平成21年度は、集中改革プランの最終年度を迎えることから、これまでの取組を踏まえ、計画を着実に実行すること。

(2) 補助金見直しによる整理・合理化

補助金見直しの対象となった団体補助金は、事業費補助化、廃止等の見直し方針に 従い整理・合理化を進める。

また、見直しの対象とならなかった補助金についても、対象経費及び補助率等の妥当性・必要性について見直しを行うほか、要綱の整備など適切な事務処理に努める。

(3) 市民協働の推進

官公民のあり方を見直す中で、NPO法人、ボランティア団体、地域づくり団体と協力し合い、行政まかせでない市民参画によるまちづくりなど、市民、地域との協働によるまちづくりを推進するため、地域が自ら考え行動する環境整備に努めることとする。

(4) 民間活力の積極的活用を図る

民間活力導入指針に基づ〈事業仕分けの結果を踏まえ、「民間でできるものは民間で」を基本とし、様々な行政分野への民間活力の導入(民営化又は経営譲渡、民間委託等)に対して積極的に取り組むこととする。